

平成 26 年 6 月 25 日

各 位

会社名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司友彦  
(TEL 04-7131-0181)

当社取締役からの報告事項

(野中明治大学教授に対する名誉棄損に損害賠償請求訴訟の判決)

先般、当社代表執行役最高経営責任者此下竜矢から、「此下竜矢、当社取締役会長此下益司氏及び当社代表執行役社長重田衛氏の 3 氏により提訴していた、明治大学商学部教授の野中郁江氏（以下、「野中氏」といいます。）に対する「不法行為（名誉棄損）に基づく損害賠償および謝罪広告を求める訴訟」について、判決の言い渡しがあった。」として、当該判決の状況および控訴理由の報告を受けましたので、以下の通りご報告いたします。

記

1. 本訴訟の概要

(1) 原告（反訴被告）	此下 益司 此下 竜矢 重田 衛
(2) 被告（反訴原告）	野中 郁江
(3) 訴訟物	(本訴) 原告から被告に対し、名誉棄損に基づく損害賠償金 5500 万円および謝罪広告。 (反訴) 被告から原告に対し、本訴が違法であるとして損害賠償金 1550 万円およびこれに対する遅延損害金。

## 2. 判決の概要

原告・被告いずれの請求も棄却する。

(内容)

原告等が提訴しておりました、名誉棄損につきましては、「(記述は) 不法行為が成立するとはいえない」などとされ、棄却されました。

また同時に被告は当該提訴が学問の自由を不当に侵害する目的で行った不当な濫訴であるとの反訴をおこなっておりましたが、これも「裁判制度の主旨目的に照らして著しく相当性を欠くとは認めることはできない」とされ、「不法行為に当たるということはできない」とされ、これも棄却されました。

## 3. 今後の見通し

原告等の見解は、「主文は、「原告・被告いずれの請求も棄却する」という内容で、双方が敗訴という結果であり、引き分けと言ったところではありますが、私共の主張する記述について「社会的評価を低下させる意見である（被告は社会的評価を低下させないと主張）」としながらも、「事実を適示したのではなく、批評や論議である」と認定し、「免責事由がある」として、裁判所は名誉棄損を認めませんでした。本判決は事実の認定において大いに問題があり、納得のできる内容ではないことは明らかなので控訴審にて争うことを決断いたしました。」とのことでした。

当該訴訟は取締役個人が提起したものであり、判決如何によらず、当社に裁判費用等が発生することはありませんが、当該訴訟の内容が当社にも関係し、一部マスコミ等で報道もされていることから皆様にお知らせするものです。

当社といたしましては、好業績を収め企業価値を向上させることこそが、株主および関係者の皆様のご負託にこたえることであると考え、今後も「アクセルプラン 2012」に沿って、本業に邁進して参りますので何卒ご理解・ご支援いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上